

比較法研究の課題

— 明治大学法学部付属比較法研究所への期待を込めて —

山内 惟介

目次

- I はじめに
- II 前提の確認：伝統的な理解における法学と比較法学
- III 実質的観点：比較法学における課題
 - 1 比較法学の体系性
 - 2 「比較」という行為の意味内容
 - 3 21世紀の比較法学における比較の対象
- IV 形式的観点：比較法研究所の類型と役割
 - 1 マックス・プランク学術振興協会設置の研究所
 - 2 スイス国立比較法研究所
 - 3 ドイツ諸大学法学部付属研究所ほか
- V 視点の転換：21世紀のあるべき法学と比較法学・比較法研究所
 - 1 主題の選択：国益追求に代えて、「地球的課題」への挑戦
 - 2 活動成果の共有化：成果の内外への継続的発信
 - 3 国際的共同研究の組織化
- VI むすび

“肝要なことは、フィールドでの経験を欧米モデルのアカデミックなコードへと変換するのではなく、そうしたヨーロッパ的な知の枠組みからみずからを開放する努力をすることである。”*

過分の御紹介を戴いた山内です。法学部長の青野覚先生、法学部付属比較法研究所長の中空壽雅先生ほか、同比較法研究所関係者の皆様、御来賓および御列席の皆様、明治大学法学部付属比較法研究所の御開館、誠にありがとうございます。

I はじめに

今から136年前の1881（明治14）年1月17日、麹町¹の島原藩邸跡に明治法律学校として設置されて以来、今日まで、長い伝統を誇り、とりわけ実定法解釈学の分野で豊富な実績を誇る貴明治大学法学部が、「外国法に関して精深な研究及び調査を行うことを支援し、学術の進歩発展に寄与することを目的として」3年前の2014年4月1日に設立された比較法研究所の「開館」というかたちで、世界の比較法学研究に向けて、積極的な姿勢を改めて示された御英断に対し、心から祝意を表するとともに、このおめでたいお席にお招き下さり、また、問題提起の機会を御提供戴いた点につき、御関係の皆様にご挨拶申し上げます。

わたくしが比較法学を学んだのは、学生時代²ではなく、最初のドイツ留学時代でした。1983年

* ガーヤットリー・チャクラヴォルティ・スピヴァク著（上村忠男・鈴木聡共訳）『ある学問の死』（みすず書房、2004年）207頁。

¹ 旧麹町区数寄屋橋の一角（現在の有楽町・数寄屋橋交差点近くに該当する地域）。

² わたくしは、1967年4月から1973年3月までの6年間、中央大学法学部および同大学大学院法学研究科修士課程において法律学を学びましたが、学生時代に、比較法について学ぶ機会がありませんでした。1948年12月、アジア圏で初めて、世界では3番目の比較法研究所を中央大学に創設された杉山直治郎先生はわたくしが入学する前年の

秋学期の後半と1984年春学期に、比較法学の分野でも着々と実績を挙げられていた、ドイツ・ミュンスター大学Bernhard Großfeld先生の「比較法ゼミナール」に参加する機会が与えられた頃です。むろん、それ以前にも、比較法学への関心をそそられる環境にありました。わたくしが専攻した国際私法分野の指導教授、桑田三郎先生から、1971年以降、折に触れて、「国際私法においては歴史がすべてだ」³という、スイスの法学者、Max Gutzwillerの言葉とともに、「すべての比較法学者は、当然に、国際私法学者でなければならない」という、イギリス・ケンブリッジの比較法学者、Harold Cooke Gutteridgeの言葉を拵った「すべての国際私法学者は、当然に、比較法学者でなければならない」⁴という言葉が聞かされていたためです。1984年夏の帰国後も、Großfeld先生の比較法学に関する著作を含む、いくつもの文献を読み込み、比較法学上の諸課題についてわたくしなりに考えをめぐらしてきました⁵。

以上の経緯が示すように、比較法学に関するわたくしの学問的歩みは、わが国で比較法学を学ばれた方々とは相当に異なっております。そのことを十分に自覚しつつ、ここでは、貴明治大学の新しい試みに祝意を示すべく、わたくしが考える「比較法研究の課題」、すなわち、第一に、実質的観点から、比較法学上取り上げられるべき論点について、第二に、ロジスティクスを含む形式的観点から、研究所のあり方に関わる論点について、第三に、21世紀の地球社会における法律学のあり方とそれに伴う比較法学のあり方に関わる論点について、それぞれ、検討の素材を皆様に提供したいと思えます。

II 前提の確認：伝統的な理解における法律学と比較法学

これら3点の検討に入る前に、「伝統的な理解における法律学と比較法学」の内容があらかじめ確認されなければなりません。

わたくしたちがこれまでに学び、研究し、そして講じてきた、「伝統的な理解における法律学」は、もっぱら「国家法学」であったということが出来ます。憲法という名の国家基本法を頂点とする国家法体系の理解と各法源に定められた諸規範の体系的運用能力が重視されてきた背景には、明治維新後の近代国家を目指したわが国でも、国家の経営をそれぞれの部署で担い得る有能な人材の育成が必要とされたという歴史的事実などが挙げられましょう。国際法も、国家間の合意に着目する点

1966(昭和41)年2月15日にすでに他界されており、円熟期にあった杉山先生の比較法講義を受講された眞田芳憲先生も、ローマ法および西洋法制史の御担当を優先され、比較法学の講義は行われていませんでした。

³ 国際私法において、歴史が重視されなければならない理由は、Carl Friedrich von SavignyのSitz理論が典型ですが、学説法と言われた国際私法の場合、規律の方法論を巡るパラダイムの転換が繰り返されてきた点にあります。このことを良く示しているのが、ギリシャ、ローマ以来の属人主義、属地主義、イタリアのStatuta理論、さらには、アメリカでのAlbert Ehrenzweig、Brainerd Currie、David Caversによる抵触法革命、これらを「国際私法の危機」と受け止めたドイツの伝統的理解、そして近年のローマI規則(契約抵触法統一法)以降、一連のヨーロッパ連合による抵触法統一化への動きです。強行法規の特別連結理論や公法理論、承認理論などの登場が物語るように、抵触法的規律も最善の方法とは言えず、あるべき国際私法を構想するためには、歴史に学ぶ必要があります。

⁴ 国内抵触規定の研究にとどまらず、内外実質規定の研究、そして先決問題(準拠法説)、反致、公序など総論上の論点を考えれば、外国抵触規定の研究も追加されなければならないという意味で、内外諸国の実定法規を総合的に捉えようとするれば、外国法理解の方法と不可分の比較法学への目配りを欠いては、涉外事件を取り扱うといっても、国際的に孤立することになりかねません。実定法の学修にあたって、法史学や比較法学のような基礎法学の知識が重要となることは、国際私法分野に限らないはずで。

⁵ その成果の一端については、カール・F・クロイツァー著(山内監訳)『国際私法・比較法論集』(中央大学出版部、1995年)、ベルンハルト・グロスフェルト著(山内・浅利共訳)『比較法文化論』(中央大学出版部、2004年)、山内著『比較法研究 第一巻 方法論と法文化』(中央大学出版部、2011年)、同『Japanisches Recht im Vergleich』(同、2012年)、同『比較法研究 第二巻 比較法と国際私法』(同、2016年)、同『比較法研究 第三巻 法文化の諸形相』(同、2017年)他参照。

において、国家法の枠組みから外れるものではありません。国家法学は、周知の通り、憲法のもとに、大別すると、民事法、行政法、刑事法の3分野に分かれた基本類型の、またこれら3分野の組合せから成る複合類型⁶の、それぞれにおいて体系化された実定法解釈学と、これらを支える基礎法学とから成るものと理解されてきました。国内で生じる紛争の予防および解決を念頭に置いた実定法解釈学がもっぱら国家法学として認識されているのに対し、基礎法学の研究対象には、特定の国家法に関わるもの（国家法史、国家法哲学、国家法社会学など）だけでなく、諸国を横断するものも含まれておりました。

わが国における「比較法学」固有の歴史⁷がいつ頃始まったかという点に関しては、必ずしも定説がありません。法の継受に着目し、外国法制度の導入が考えられ、実践された時点において、内外制度の対比が行われていたという点に留意すれば、古代中国、「唐の律令制の継受」に先駆的意義を見出すことができます⁸。他方で、1869年、「パリに世界最初の本格的な比較法研究機関である Société de Législation Comparée（比較立法協会）が設立された」⁹ことに加え、「学問的な意味で比較法を語り得るのは、わが国では一八六八年以後である」¹⁰とされる理解もあります。わたくしは歴史家ではありませんので、この点に立ち入ることは差し控えることと致します。

御承知のように、今日一般に考えられている比較法学は、実定法解釈学に関する部分と基礎法学に関わる部分の双方を含んでいます。一方で、国内立法上の指針を外国立法例に求めようとする場合、「比較立法」という言葉が示すように、比較の素材は内外の立法例（法典、草案等）に求められます。法規範中の特定の文言の解釈に関する指針を外国の解釈例に求めようとするときは、「比較判例」という言い方が使われます。他方で、諸国の法に共通する事象を、哲学、史学、社会学、経済学等の視点を考慮しつつ検討しようとする立場でも、時間や空間を越えて、対比作業が行われてきました。個々の研究成果に即してみれば、対比の素材に直結する外国法研究を比較法学研究から切り離し、これを独立した分野（外国法学）として理解する立場もあれば、外国法研究を比較法学研究に包含する理解もあり得ます¹¹。外国法と比較法との関係をどのように理解すべきであるかという点は、論者の研究目的や活動目的の如何に左右される事柄であって、絶対的な決め手はありません。

およそどの分野にも言えることですが、学問分野を形成する基本的な素材は、「今、解決されるべき課題が何か」という点（問題関心）に留意して、個々の研究者が実施する個別的活動の成果に求められています。それぞれの時代に、それぞれの地域で、誰と誰との間で、どのような利益対立がみられるかに応じて、求められる立法の内容にも、法規解釈の結果にも、少なからざる違いがみられます。懲罰賠償制度、養子制度等はその好例です。学術論文、判例研究などのかたちで公表された個別的研究成果の集積は、われわれが日々手引きとして利用する基本書、体系書、注釈書等に結実しています。しかし、そうした成果は現時点での総括ではあっても、体系的視点から見た場合、そ

⁶ 経済法、環境法など。

⁷ この点については、沢木敬郎「法の継受」伊藤正巳編『外国法と日本法』（岩波講座 現代法 14 卷）（岩波書店、1966 年）113 頁以下、特に 11 頁以下、西賢「実定法の基礎理論—比較法学」野田良之・碧海純一共編『近代日本法思想史』（宮沢俊義・大河内一男監修 近代日本思想史大系(7)）（有斐閣、1979 年）431 頁以下、特に 438 頁以下他参照。

⁸ 木下毅「日本法と外国法：法継受論(1)」北大法学論集 46 卷 2 号 204 頁以下、205 頁。滝沢正『比較法』（三省堂、2009 年）46 頁他参照。

⁹ 野田良之「日本における比較法の発展と現状（一）」法学協会雑誌 89 卷 10 号 1 頁以下、1 頁他参照。

¹⁰ 野田「日本における比較法の発展と現状（一）」（前注(8)）4 頁以下。

¹¹ わたくしの専攻する国際私法の領域で、法廷地の裁判官が準拠法として外国法を適用する場合、そこに登場する外国法は、当該国の言語で表現された外国法そのものであって、対比を含む比較法との関連はまったく考えられていません。つまり、法廷地法との内容的対比を行うことは求められておらず、当該国の裁判官が適用するように、当該外国法をそのまま適用するという処理が国際私法分野に共通の理解です。これに対して、当該外国法の適用結果がわが国抵触法上の公序に反するか否かが検討される場合、内外実質法規等の間での対比作業が必要となります。

それぞれの分野が取り扱うべき全体像のすべてを必ずしも正確に表しているわけではありません。

このことは、比較法学にも当てはまります。後に見るように、内外の比較法学関係の著作の多くに盛り込まれた題材の典型例として、法圏論（法系論、法族論）が挙げられます。これは、略述すると、内外諸国の国家実定法体系を系譜的観点から分類し、「母法」とか「娘法」とかという言葉で関連づけて整理する手法です。比較文学において、どの国の誰の著作が他の国の誰の作品にどのような影響を及ぼしたかの確認が行われてきたように、法史学の分野では、ある国の法が他のどの国の法に影響を与えたかを資料に基づいて解明することに関心が向けられてきました。それらは、特に立法資料の文言に着目した整理であり、関係諸国で日々増えつつある裁判例の展開まで含めて考えれば、系譜的な「母子関係」の認定が必ずしも容易ではないという事実気付かれるはずですが。また実定法解釈学からみると、同種の事案が他国でどのように規律されているかという観点から、内外の立法例（法制度）と裁判例を系譜的に対比することに興味をそそられることもありましょう。EU法の発展にも留意すれば、法の調整や法の統一も国家法間で取り上げられるべき主題の一部となっており、法圏論が、比較法学のすべてではないことが分かります。

このように、伝統的な理解における法律学は、国際社会を形づくる国民国家制のもとで、国家法に着目してきたという特質を持っています。法圏論や法の調整に着目する比較法学は、国家法の独自性を肯定する点において、国家法学に近い存在とみられましょう¹²。

III 実質的観点：比較法学における課題

最初に、実質的観点からみた、比較法学における課題を取り上げます。内外の基本書・体系書等で取り上げられた題材が比較法学における研究課題のすべてではないとすると、比較法学にどのような論点がお残されていると考えるべきでしょうか。ここでは、種々の制約を考慮し、「比較法学をどのように構想すべきであるか」という政策的課題に対する解答を探求する上で看過することのできない3つの論点を紹介することと致します。最初に、比較法学の体系をどのように構築するかという点、次に、比較法学を実践する場合の鍵概念を成す「比較」という行為をどのように理解するかという点、そして最後に、21世紀の比較法学における比較の対象を何に求めるべきかという点、これらです。以下、個別に説明致します。

1 比較法学の体系性

体系に関する説明方法としては、次の2つの視点が挙げられます。

第一に、およそ学問の体系は、それぞれの分野が掲げる目的（達成目標）・対象（取り上げる素材）・方法（取り上げ方）、これら三者によって構成されるという見方があります。比較の目的如何、たとえば、異同の確認にとどまるか、優劣の判定を要するか、比較の対象如何、たとえば、国家法や裁判例に限るか、法意識のような社会的事実にも及ぶか、比較の方法如何、たとえば、言語間のニュアンスの相違を如何に乗り越えるかに関して言えば、誰かが行った翻訳（通訳）を利用するか、複数言語を理解し得る者の判断に委ねるか、これら3つの問いに対する個々の解答の組合せ方に応じて、比較法学の体系についても、さまざまな主張があり得ます。

たとえば、ローマ法の継受、お雇い外国人、近年では、法整備支援といったキーワードが示すよ

¹² 渉外事件を取り扱う国際私法においても、かつては国際私法国際法説が唱えられていましたが、今日では、国家法を構成するひとつの下位分野として国際私法を位置付ける見方（国家法そのものとみる理解）が定着しています。

うに、諸国家間の法制上の関連性、とりわけ、諸国の実定法が他国の法制度に及ぼす影響に着目する歴史(系譜史)重視の比較法学では、史学の方法論¹³に基づく体系化を考えることができます。また、実定法の諸分野で盛んに行われているように、内外実定法制度や裁判例の動向の対比作業を通じて、国内法の特質を発見しようとする理解(相対化の必要性)¹⁴にあつては、国家実定法の体系が比較法学の体系を左右することになるはずでず。とはいえ、比較法学の在り方をめぐるこれら2つの「体系」は、いずれも法史学や実定法解釈学の体系に依拠したものであるところから、比較法学の独自性を表すものとは言えません。ここから、比較法学を独立した学問分野と主張する立場にあつては、独自性を有する比較法学の体系化のために、どのような視点を考慮すべきであるかという新たな課題が生まれます。

第二に、実践という点からみると、今ひとつ別の体系構成要素が考えられます。それは、基礎理論編(原論、方法論)と応用編との区別です¹⁵。これは、貴明治大学が、優れた実績を誇っておられる学生の就職活動支援の分野でしばしば指摘される2つの職業能力、すなわち、portable skill と applicable skill (application) に対応させることができるかもしれません¹⁶。この区別は、学問分野で言うと、総論と各論とに對置されがちですが、そうではありません。基礎理論編は、規律のパラダイムをどのように構築するかという方法論に関わる理解です。ここには、個々のパラダイムを支える哲学的人間観、社会事象の経験的把握、コスト・パフォーマンスからみた実践的提言、パラダイムの変遷に関わる歴史的記述等が含まれます。これに対して、このパラダイムを具体的素材に即して展開する分野が応用編です。応用編の中で、家族、労働、金融、情報等々、取り上げる主題(素材)の内容・性質に即して使い分けられる、可變的な規律が各論と呼ばれ、そこで取り上げられるどの素材にも共通する、不變的規律が総論と呼ばれるとする整理方法です。

一方の、目的・対象・方法の三位一体的な体系理解と、他方の、基礎理論と応用という段階的な体系理解、これら2つの体系(視点)は現在の比較法学においてどのように考慮されているのでしょうか。比較法の分野でも、内外で複数の体系書が刊行されておりますが、それぞれの目次が示すように、それらの構成は必ずしも同じではありません。ここでは、近年の先行業績¹⁷のうち、広範な主題を取り扱う2点、すなわち、Mathias Reimann & Reinhard Zimmermann 両氏が編集された、

¹³ その典型は、民衆の生活に注目し、経済学・統計学・人類学・言語学などの知見を取り入れた「社会史」的視点を採用しつつ、同時に、学際性を強調するアナール学派です。この立場では、比較対象事項は広範に及ぶことでしょう。

¹⁴ Wolfgang Goethe の言葉「外国語を知らない者は、自国語をも知ることはない (Wer ein anderes Recht nicht weiß, der sein eigenes Recht nicht weiß.)」。

¹⁵ Wilhelm Wengler, Internationales Privatrecht, 2 Bde. Berlin 1981 では、Grundlagen と Anwendung (Angewandte Fälle)と表現されています。

¹⁶ portable skill は、業界や会社の如何を問わず、常に通用するスキル、経営力、語学力、交渉力などであり、applicable skill は、専門的知識を含め、特定の業界や会社でのみ通用する、固有のスキルです。海老原嗣生「就活のリアル」(日本経済新聞2017年4月24日夕刊9面、同年5月8日夕刊9面)ほか。

¹⁷ Zweigert/Kötz, Einführung in die Rechtsvergleichung (1971) (大木雅夫訳(1974))では、「総論」として、「比較法概念」、「比較法の機能と目的」、「比較法の方法」および「比較法の歴史」の4つが挙げられ、その後は、「世界の諸法圏」として、「ロマン法圏」、「ドイツ法圏」、「英米法圏」、「北歐法圏」、「社会主義法圏」および「その他の法圏」、これらが挙げられています。この構成を見ると、同書における比較法の体系は、法圏論が中心であり、総論は、法圏論を展開する Grundlagen が記されているはずだという推測が生まれます。まさしく、方法の項で挙げられているのは、法の分類方法であつて、それ以上のものではありません。René David の世界の法体系に代表される法系論(法圏論、法族論)、Rodolfo Sacco (1980) (Jakob Joussen によるドイツ語訳(2001))、Einführung in die Rechtsvergleichung,

A. Kh. Saidov (2000) (W. E. Butler による英訳本(2003))、Comparative Law, Esin Örucü/David Nelken, Comparative Law, A Handbook (2007) などの内容について、個別の検討が行われなければなりません。また、和書のうち、大木先生の御著書『比較法講義』(1992)では、「序論」、「比較法思想の歴史的展開」、「比較法の本質：概念、目的、機能」および「比較法の方法」が挙げられた後に、「法圏論」、「法典論」、そして、「法律家論」が配置されています。さらに滝沢先生の『比較法』(2009)についても、同様の検討が必要となります。

The Oxford Handbook of Comparative Law (2006) と、ドイツの Ernst-Moritz-Arndt-Universität Greifswald 大学で公法、ヨーロッパ法および比較法を講じる Uwe Kischel 氏が書かれた、Rechtsvergleichung (2015) を素材として、比較法学の捉え方に関する2つのモデル紹介するに留めます。

- (1) まず、The Oxford Handbook of Comparative Law は、3つの編から構成されています。Part I 「The Development of Comparative Law in the World」では、フランス、ドイツ・スイス・オーストリア、イタリア、イギリス、アメリカ、中部・東部ヨーロッパ、東アジア、ラテン・アメリカ、これら8つの地域における比較法の発展が紹介されます。それぞれの地域で、どのような主題がどのように取り上げられてきたかに関する史的概観です。Part II 「Approaches to Comparative Law」では、法の比較と知識の比較、比較法の機能的な方法、比較法研究の着眼点（留意事項）は類似か相違か、法族の比較と法伝統の比較、比較法と混合法体系の研究、比較法と比較法が国家法体系に及ぼす影響、比較法と私法のヨーロッパ化、グローバル化と比較法、比較法とイスラーム（中東）法文化、比較法とアフリカ慣習法、比較法と言語、比較法と法文化、比較法と宗教、比較法と法史、比較法と法社会学研究、比較法と批判的法学、比較法と法の経済分析、これら18項目についての研究成果が示されます。Part III 「Subject Areas」では、比較法における法源と法学方法論のほか、比較契約法、比較売買法、比較の視野から見た不当利得、比較不法行為法、比較財産法、比較相続法、比較家族法、比較労働法、比較会社法、比較競争法、比較憲法、比較行政法、比較刑事法、比較民事訴訟、比較法と国際私法、というように、多くの実定法分野における対比の成果が紹介されています。
- (2) 次に、Kischel, Rechtsvergleichung は2つの編に分かれています。Teil I 「Grundlagen der Rechtsvergleichung」は、導入・比較法とは何か、比較法の目標、比較法的方法、法圏・法文化・現象形態（現れ方、Kontexte）、これら4つの項目が取り上げられています。Teil II 「Die Kontexte der Rechtsordnungen」では、諸国の法秩序に比較法がどのように具体化されているかという観点から、コモンロー、ヨーロッパ大陸法（基本的形態）、ヨーロッパ大陸法（多様な現象形態（現れ方）、アフリカ法、アジア、イスラーム法、超国家法（国際法、EU 法、lex mercatoria）、これら7つの項目が取り上げられています。

これら2つの著作の目次をみるだけでも、比較法に関わる歴史の取り上げ方や、実定法諸分野への目配りの仕方などにおける視点の相違のほか、いくつもの違いがあることが分かります。こうした違いは、個々の研究者がそれぞれの問題関心に基いて展開された有意義な学術的成果であり、「思想の自由」を反映したものとしてそのまま許容されなければなりません。とはいえ、わたくしからみると、どちらの著作にも、諸国の法秩序を超越した包括的ないし横断的な視点のもとでの原論的記述という点で、なお欠けるところがあるのではないかという疑問が残ります。前者 (Handbook) のような共著の場合、編者がその役割を担わなければならないことでしょう。この点は、後者 (Kischel) のような単著において実践しやすいようにもみられますが、その場合でも、体系性を意識した先行研究がそれなりに積み重ねられていなければ、自説を展開する前段階の素材が欠けているという意味で、批判的な言及にも限界があることと思います。

それでも、世界中の研究者が「比較法学」という共通の分野で、相互に連携して、協働作業を行おうとすれば、このような記述の違いを乗り越え、架橋する「共通項」が必要となりましょう。各研究者による個別の問題関心や研究目的が尊重されることに異論はありませんが、どのような体系が必要なのかが比較法学者の間で共通の論点として取り上げられるならば、比較法学の体系化へ向けた動きをさらに促進することができるはずです。

2 「比較」という行為の意味内容

次に、「比較」という行為の意味内容についてです。この第二の重要な論点は、われわれが比較を実践する場合の作業用マニュアルに関するものです。「比較法」および「比較」という言葉がどこかで使われていれば、それだけで比較法学の研究成果になるというわけではありません。「比較法」という言葉が用いられていても、法史学の研究成果もあれば、実定法解釈学分野の研究成果もあるのが実情です。法史学と比較法学とを、また実定法解釈学と比較法学とを明確に区別する立場では、「これこそが比較法学研究の『本来的成果』(王道)である」と誰もが共通して認めるような中核部分(判断基準)が存在していなければ、われわれは比較法学について「同じ土俵で」語る事ができないはずで、そうした役割をこれまで担ってきたのは、一方では、比較法学の歴史、とりわけ、諸国実定法秩序の系譜的位置付けに関する法圏論であり、また他方では、実定法解釈学分野での比較立法研究や比較判例研究であったといえるのかもしれませんが。しかし、わたくしからみると、これらの研究成果は、前述(上記1)のように、法史学の本来的な研究成果であり、また実定法解釈学独自のそれであって、比較法学固有の研究成果ではないように感じています。

その原因はどこにあるかを考えた結果、わたくしは、どの研究にも用いられている「比較」という言葉の理解にすれ違いの原因があるのではないかと考えるに至りました(Sprachrisiko, risk of language)。それは、歴史学¹⁸のほか、法律学の分野でも先行業績のいくつかが示すように、格別の定義を行うまでもなく、誰もが共通に考える内容の「比較」という行為ないし状態が存在するということが暗黙の前提とされているようにみえたからです¹⁹。確かに、「比較は習い性である」という常套句²⁰があります。日常品の買い物から始まり、進路(受験先、就職先、婚姻相手等)の選択を含め、われわれは、生まれてからこの方、本能的な行動を除けば、「比較」という行為を随所で経験していると考えられてきたようにみえます。ことほど左様に、『比較』という言葉の意味について、格別に論じるまでもない」という認識(理解)が広く通用しているようです。

しかしながら、われわれの生活におけるさまざまな事象を細かくみて行くと、どの行為も、「違い(差異)を発見する(見出す)(異同を確認する)」、「優劣(優先順位)を付ける」、「選択肢を特定する」、「一定の基準に基づいていずれかを選ぶ」というように、「分ける(区別する)」、「決める」、また「選ぶ」といった言葉で言い表すことのできる場面がほとんどであって、敢えて「比較」という表現を用いるまでもないのではないかという疑問が生まれます。ここに、「発見」、「確認」、「序列決定」、「特定」、「選択」、「区別」等の言葉と「比較」という言葉とがどのような関係にあるかを考える契機が生まれます。ひとつの理解は、「比較」という言葉は、これらの行為すべてを包括的に含む上位の抽象概念だという理解(つまり、「言い換え」、「同一語」とみる理解)です。これに対して、「比較」という言葉に、これらの行為とは異なる意味を与えようとする立場もあり得ます。後者では、「比較」という行為が何を意味するのかという問いについて、改めて考えざるを得ません。

わたくし自身は、前者(「言い換え」説)の説明に納得しておりませんので、この点を次のように説明してきました。つまり、「発見」、「確認」、「序列決定」、「特定」、「選択」等の言葉で示される個々の行為を、写真のような静止画に対応する瞬間的な単一の行為とみるのに対し、比較対象事象の発見、比較目的の決定、比較過程の段階的具體化、これらすべてを含む、いわば動画のような連続性

¹⁸ フランスの歴史家、マルク・ブロック(Marc Bloch)の「比較史」に関する定義によれば、「一定の類似性が存在すると思われる二つあるいはそれ以上の現象を選び出し、選出された現象それぞれの発展の道すじをあとづけ、それらの間の類似点と相違点を確定し、そして可能な限り類似および相違の生じた理由を説明すること」が「比較史」であると考えられています(斎藤修『比較史の遠近法』(NTT出版、1997年)13頁)。

¹⁹ 山内「比較法学における『比較』の概念について——その思考過程解明の試み——」(日本比較法研究所編『日本比較法研究所50周年記念 Toward Comparative Law in the 21st Century』(中央大学出版部、1998年)1553-1585頁)。

²⁰ 《「書経」太甲上から》、「習慣は、ついにはその人の生まれつきの性質のようになる」という意味。

を持ったひとつのプロセス、つまり、個々の行為の集合体として、「比較」という言葉を理解することができるのではないかという説明（言葉の慣用例からみて、個々の行為を「比較」という言葉で説明することは難しいという理解）です²¹。このプロセスは、あれとこれとを選択肢として選び出すという比較対象物の選定段階や、自国法の優位性を明らかにするためにといった比較の目的設定段階のように、どこかひとつの意思決定時点を出発点にするものではありません。目的、対象、方法の観点から個別的实施するそれぞれの意思決定の内容を互いに突き合わせながら、落ち着いた良い組合せを探求し、それが見出される場合に、その作業過程の総体を「比較」と名付けてはどうかという提案です。

比較法学において比較を実践する場合の出発点（アルファ）であり、同時に、到達点（オメガ）でもある、この「比較」という鍵概念それ自体に関するわたくしの問題提起に対する明確な解答は、ルーマニアに生まれ、ドイツ、フランス等で活動した比較法学者、Léontin-Jean Constantinesco の著作²²がそれに当たると考えられているのかもしれませんが、わたくしが知る限り、いまだ示されていないようにみえます。この点も、比較法学における未解決の論点であるといえないでしょうか。

3 21世紀の比較法学における比較の対象

第三に、21世紀の比較法学における比較の対象（素材）を何に求めるかという点が挙げられます。少なからざる先行業績をみると、国家法を単位として捉える、伝統的な法律学（国家実定法学）のもと、内外の実定法秩序、内外の裁判例、内外の学説等を対比の素材として取り上げてきたのがこれまでの比較法学における研究状況であったといえましょう。立法作業や解釈作業の実情が示すように、こうした対比研究は、必然的に、いずれの素材が優れているかという観点からする法政策的な評価と切り離すことができません。法律学の研究および教育の現場でも、このような理解が広く通用していたはずで、多文化主義のもとで、序列付けの評価を伴わない外国法研究が行われる場合でも、異同の確認行為が相当の比重を占めていたものと推測することができます。

特に実定法解釈学の領域においてこのような研究方法がわれわれに及ぼす影響をみると、その問題性が明らかになります。たとえば、Jürgen Basedow 教授のもとで行われ、2001年にハンブルク大学に提出された、Eva-Maria Kieninger 教授（現在、Julius-Maximilians-Universität Würzburg）の大学教授資格取得論文（Habilitationsschrift）の表題、『法秩序の競争とヨーロッパ域内市場（Wettbewerb der Rechtsordnungen und Europäischer Binnenmarkt）』という言回しが示すように、また、租税回避に関する昨年の『パナマ文書（Panama Papers）』²³が示すように、国家法学のもとでの比較法学は、極言すれば、国家法秩序間での競争を促進する立場に他なりません。このことは、諸国の法秩序間での優劣決定へとわれわれを誘うことになりましょう。つまりは、法、法制度、裁判制度、法学教育、これらを司法サービス商品として位置付け、そうしたサービス商品の優位を国際市場で競い合い、優劣を決定するという考え方です（例：Forum Shopping, Applicable Law Shopping）。

法律学の研究でも教育でも、競争原理を導入することの長所は認められていますが、同時に、競争がもたらす弊害を自覚し、これを除去する対策が考えられなければなりません。このことは、比較法学の研究をどのように行い、また法学部において、学生に対してどのように比較法学の教育を行うべきであるかという課題をわれわれに突き付けるはずで、ここに生じるのが、比較の素材を

²¹ 山内『比較法研究 第二巻 比較法と国際私法』（中央大学出版部、2016年）648頁ほか参照。

²² Léontin-Jean Constantinesco, Rechtsvergleichung, Band II, Die rechtsvergleichende Methode, Köln, Berlin, Bonn, München 1972

²³ バスティアン・オーバーマイヤー／フレデリック・オーバーマイヤー著（姫田多佳子訳）『パナマ文書』（KADOKAWA、2016年）他参照。

諸国の実定法秩序、裁判例等に求めるだけで良いのだろうかという疑問です。その代替案については、後に（V）で改めて触れることにします。

IV 形式的観点：比較法研究所の類型と役割

次に、形式的観点に移ります。御出席の皆様がそれぞれに経験されている通り、比較法研究所に数え上げられる内外の研究組織には、いくつもの類型があります²⁴。1948年、杉山直治郎博士により、世界で3番目、わが国では最初に設立された日本比較法研究所²⁵を含むわが国の同種研究所²⁶の組織と活動がある程度参考にされていることと思いますが、「外国法に関して精深な研究及び調査を行うことを支援し、学術の進歩発展に寄与することを目的として」設立された貴明治大学法学部付属比較法研究所の基本的な御立場、特に、組織としての研究政策は、はたしてどのように策定されているのでしょうか。

人的構成や研究資金の規模に制約がある以上、「選択と集中」という観点を考慮しつつ、それらの資源を有効に活用しなければ、先行する類似の機関に対して、「特色（独自性）」を発揮することが難しくなります。貴研究所は、今後の多方面に亘る活動を通じて、次第に高い評価を得られることと推測致しますが、世界の将来を見据えて、何を発信すべきか、言い換えれば、いかなる方向を目指して比較法学の研究を進めるべきであるかをお考え戴く場面が、今後も、繰り返し訪れることでしょう。個々の研究を支えるロジスティクスを確保するという視点から、ここでは、網羅的ではなく、わたくしのわずかな海外滞在経験に基づいて、比較法研究所のあり方に関わる典型的な先例のいくつかを御紹介することと致します。

1 マックス・プランク学術振興協会設置の研究所

まず、ドイツ法研究者にとって良く知られているのが、戦前のカイザー・ヴィルヘルム（Kaiser Wilhelm）協会、こんにちのマックス・プランク学術振興協会（Max-Planck-Gesellschaft zur Förderung der Wissenschaften e. V.）が設置し、運営する法律関係の研究所です。(1)外国私法・国際私法（経済私法を含む）分野の研究に携わる MPI für ausländisches und internationales Privatrecht²⁷（Hamburg）、(2)公法・国際法分野の研究を行う MPI für ausländisches öffentliches Recht und Völkerrecht²⁸（Heidelberg）、(3)外国刑法・国際刑法の研究に当たる MPI für ausländisches und internationales Strafrecht²⁹（Freiburg im Breisgau）（刑事法を専攻される中空先生がフライブルクに留学されたお話をメンクハウス先生を通じて伺いました）、(4)社会法・社会政策の研究に従事する MPI für Sozialrecht und Sozialpolitik³⁰（München）、(5)ヨーロッパ法史の研究に特化した MPI für europäische Rechtsgeschichte³¹（Frankfurt am Main）、(6)知的財産法・競争法・租税法を研究する MPI für Geistiges Eigentum, Wettbewerbs- und Steuerrecht³²（München）、(7)租税法と財政学を扱う

²⁴ 山内「比較『比較法研究所』論の勧め」「ひかくほう News Letter」創刊号（1990年4月）5頁。

²⁵ http://www.chuo-u.ac.jp/research/institutes/comparative_law/

²⁶ 早稲田大学比較法研究所（<https://www.waseda.jp/folaw/icl/>（2017年6月10日確認））、日本大学（<http://www.law.nihon-u.ac.jp/institute/comparative.html>（2017年6月10日確認））、駿河台大学（<http://www.surugadai.ac.jp/about/kenkyukikan/hikakuhou/>（2017年6月10日確認））、一般財団法人比較法研究センター（<http://www.kclc.or.jp/>（2017年6月10日確認））他参照。

²⁷ <https://www.mpipriv.de/de/pub/aktuelles.cfm>（2017年6月10日確認）

²⁸ <http://www.mpilde.de/de/pub/aktuelles.cfm>（2017年6月10日確認）

²⁹ <https://www.mpicc.de/de/home.cfm>（2017年6月10日確認）

³⁰ <http://www.mpisoc.mpg.de/>（2017年6月10日確認）

³¹ <http://www.rg.mpg.de/>（2017年6月10日確認）

³² https://www.mpg.de/geistiges_eigentum（2017年6月10日確認）

Max-Planck-Institut für Steuerrecht und Öffentliche Finanzen³³ (München)、これら7つの研究所があります³⁴。これらの機関は、地元の大学教授を含め、専任の研究員を雇用し、それぞれの専門分野に関する内外国法、条約法等を広くカバーして独立した研究を行い、鑑定書作成の要請に応え、また内外から多くの研究者を受け入れ、研究成果をさまざまな形で公表しています。マックス・プランク学術振興協会による潤沢な資金の提供が基盤となっているのは、「brain business (頭脳ビジネス)」という視点が採用されているためかもしれません。

2 スイス国立比較法研究所

わたくしが1988年から1989年にかけて留学したスイス連邦法務省傘下のスイス国立比較法研究所 (Institut suisse de droit comparé)³⁵もひとつのモデルとなり得ます。この研究所は、初代所長 Alfred von Overbeck 教授のお話によると、マックス・プランク学術振興協会が設置したドイツの研究所をモデルとしたものでしたが、ドイツの研究所ほど開かれた組織ではなく、基本的に、スイスの司法政策の一翼を担うという点で、国家機関としての性格をより鮮明に出している研究所です。主な活動は、スイス政府が求める立法素案を準備し、外国法の調査を行い、裁判所等に提出する鑑定書を作成することなどです。むろん、スイスが必要とする世界の諸法圏の情報を網羅的かつ継続的にカバーするために、関係諸国の法制に詳しい内外の研究員を常勤または非常勤として採用しておりますが、その人数は、国家の規模が小さいためでしょうか、さほど多くはありません。わたくしが滞在していたときは、毎週1回木曜日の昼食時に「Brown Bag Lunch」の形式で研究会を催し、所長以下の研究スタッフ、図書館員と事務職員、留学生も交えて、情報の共有化を図っておりました。いわば「多能工養成」に類するシステムです。

3 ドイツ諸大学法学部付置研究所ほか

第三に、ドイツ諸大学法学部付置研究所としての比較法研究所が挙げられます。日本の研究者が在外研究の場を求める場合、みずからが研究資料として利用する主要な文献の著者に対して直接に受け入れを要請したり、指導教授や先輩、同僚等の仲介を通じて、現地のしかるべき地位にある研究者とコンタクトをとったりすることが少なくありません。アメリカ (使用料を支払うなど) やフランス (受入れ研究者自身が固有の研究室を持たないなど) は事情を異にするようですが、ドイツの場合、資料の利用可能性など、滞在時の便宜が考慮され、大学内に設置された研究所の所長クラスの研究者が滞在先として選ばれる傾向にあるようです。むろん、個々の分野で高い評価を受けている研究者であっても、自分の研究活動を優先し、留学生や訪問研究者の処遇にさほど関心を示さない研究者もいないわけではありません。

そうした滞在先として、大学 (または法学部) 付置の比較法研究所が選ばれることがあります。このような個別大学内の比較法研究所も、研究所のあり方に関するひとつのモデルとなり得ます。私の経験は (Bonn (Marcus Lutter, Matthias Lehmann), Heidelberg (Werner Ebke, Herbert Kronke), Münster (Bernhard Großfeld, Otto Sandrock, Helmut Kollhossner), Osnabrück (Christian von Bar), Trier (Rolf Birk), Würzburg (Karl Kreuzer) などに) 限られていますが、これらの比較法研究所は、所長など、機関の運営スタッフの関心事を全面的に反映した組織となっています。つまり、特定の分野について、深く研究を進めるという意味で、きわめて有用な機関です。定期的に研究会を開催し、シンポジウム報

³³ http://www.tax.mpg.de/de/ueber_uns.html (2017年6月10日確認)

³⁴ このほか、ヨーロッパ裁判所が置かれたルクセンブルクに、訴訟法専門の研究所として、Max Planck Institute Luxembourg for International, European and Regulatory Procedural Law (<http://www.mpi.lu/the-institute/>) (2017年6月10日確認) が設けられています。

³⁵ <http://www.isdc.ch/> (2017年6月10日確認)

告書や博士論文などの成果を叢書の形式で刊行したり、外国人ゲストの演習への参加を認めたり、というように、具体的な活動は極めて多岐に亘ります。受入れ研究者が親切な方であるという条件付きですが、この種の研究所に滞在する長所は、滞在先を第二の故郷と感じるほど、居心地の良い、ひいては十分な研究活動を行い得る環境が与えられるという点にあります。むろん、活発に実績を残している比較法研究所もあれば、名ばかりの機関もないわけではありません。

V 視点の転換：21世紀のあるべき法律学と比較法学・比較法研究所

第三のテーマ、「21世紀のあるべき法律学と比較法学・比較法研究所」に移ります。わが国の現状をみると、研究でも教育でも、国家法学の下で、実定法解釈学が重視されています。紛争の予防や解決に必要なスキルを伝授するという観点からみると、裁判法学的なスキルを修得することが重要であるという主張にまったく異論はありません。それでも、実定法解釈学をひとつの技術に終わらせることなく、個々の立法行為や解釈行為に魂を込めようとすれば、基礎法学の学修にも、実定法解釈学と同等の比重が、というよりも、それよりもさらに大きな比重が与えられるべきであるという指摘が先学により繰り返行われてきました。こんにちでも、この点に触れなければならないという事実が示すように、事態はまったく変わっていないようにみえます。このような状況にあるからこそ、貴明治大学が新たに法学部付属比較法研究所を開館される御英断は高く評価されるべきである、とわたくしは考えております。

ここで、法律学のあり方如何に関わる、2つの論点に触れることをお許し戴きたく存じます。

- (1) そのひとつは、われわれが長い歴史のもとに理解してきた伝統的な法律学は、はたして現代の国際社会、よりよく言えば、地球社会、にとって、果して有用なものとなっているのだろうかという根本的な疑問です。「社会」を国家に代表される特定の地域に限定して理解する場合には、国益擁護の観点からも、伝統的な法律学、つまりは国家法学、にそれなりの存在意義がありましょう。

しかし、人(ヒト)、資金(カネ)、物資(モノ)、情報(ネタ)、技術(テク)などが、日々絶え間なく、国境を越えて頻繁に移動している現状をみると、わたくしたちの日常生活がすでに高度にグローバル化(地球社会化)していることが分かります。つまり、われわれの社会はずでに、「国家社会」の枠を超えて、全世界共通のひとつの「地球社会」となっているという認識です。このような状況を考慮すると、全地球的規模の広がりをもつ諸問題について、国家法だけではまったく解決することができず、言い換えると、国家法はおよそ機能しておらず、また、国家間の合意という形式の国際法も、トランプ大統領によるパリ協定離脱宣言や北朝鮮の一連のミサイル発射行動などの例が示すように、地球的規模で法規制の空白が生じているということに気付くはずで、人権尊重、貧困撲滅、格差解消、難民対策、人口急増、環境破壊(温暖化、酸性雨、砂漠化など)、食糧危機、テロ対策等々、全地球的規模での課題の解決を国家法に委ねるといふ発想それ自体の限界がここに露呈されていると言わざるを得ません。

このような状況を世界の法律学はどのように受け止めるべきでしょうか。21世紀の法律学は、国家法学の研究とは別に、国家法学の研究と並行して、というよりも、国家法学の研究に優先して、全地球的課題に取り組むことが求められていると考えるべきです。シンボリックな表現を用いれば、国家法学から地球社会法学への転換が必要なのではないかという主張です。

- (2) もうひとつの根本的な疑問は、法の本質に関わるものです。法は、種々の利害対立を解決すべき中立の基準として、どちらの利益主張にも与しない、まったくの中立、いわゆる「比較の第三項 (tertium comparationis)」でなければ、その判断内容について、双方当事者の信頼を得られないはずの存在です。タリバン、アルカイダ、イスラム国 (IS)、ボコハラム、アッシャバブなどによる、止むことのないテロ活動がその好例ですが、国際社会では、前述のように、国家法自体、内外国家法間での競争に晒され、勝敗を競う素材となってしまう、より明

確にいえば、国家法は中立性を失って当事者になり下がっている、ということです。このことは、デラウェア会社や便宜置籍船、そして上述の「パナマ文書」が示す租税回避などの例を想起すれば、すぐに明らかになります。

国際社会において紛争が絶えない現実から容易に引き出せるように、国際法それ自体も中立性を失い、特定の利益を代表する存在となっています。国際法の存在意義を認める諸国家の間でしか、国際法が法として機能していないという状況は、国家法も国際法も「比較の第三項」たり得ないという厳しい現実を示していると言わざるを得ません。このことは、国家法学として発展してきた伝統的な法律学に代えて、中立性を帯有した法律学の確立こそが 21 世紀における世界の法律学の共通課題とされなければならないという主張に繋がります。

21 世紀における法律学のあり方如何という点からみたこれら 2 つの観点を考慮すると、実定国家法学を基本とする伝統的法律学を維持し、発展させることが、そもそも、21 世紀の地球社会にとって、はたして有用であり、また必要なのかという疑問に辿り着きます。

この疑問は、比較法学にとって、どのような意味を持つのでしょうか。この点は、内外諸国の実定法規や裁判例を対比し、外国法上の優れた部分を国内法に取り入れるといった、効用重視型の比較立法研究や比較判例研究などを行い続けるだけでよいのか、また、諸国の実定法秩序間の影響関係を歴史的に跡付けるだけで意のかといった疑問に結び付きます。このような認識に立つと、比較法学の目的（達成目標）は、これまでのように、国家間の競争を刺激するような差異の発見と序列付けを巡る諸論点に注力することに代えて、地球社会の総合的な維持・発展を目指すという視点から、諸国家法間の共通点に着目して、どのようにして相互の調和を達成すべきであるかという点に置かれなければならないはずです。もとより、このことは、必ずしも、統一法の形成を意味するものではありません。EU 指令のように、目的達成方法の違いを認めつつ、結果の統一を模索する調整方法も一案として残されてしかるべきです。以下、こうした視点から 3 つの論点を御紹介致します。

1 主題の選択：国益追求に代えて、「地球的課題」への挑戦

まず、主題の選択という視点からみると、国益追求に代えて、「地球的課題」への挑戦が行われるべきであるという主張についてです。これまで申し上げてきたような認識を前提とすると、21 世紀の比較法学では、実定法秩序や裁判例等の異同を確認することにとどまらず、それぞれの社会集団に固有の社会行動文法 (social grammar) ——、つまり、一定の条件が整ったときに (要件論)、必然的に採用される (効果論) 行動類型 (社会規範) ——に着目し、社会行動文法相互の調整を図るという視点が浮かび上がります。この点に言及するのは、双方の譲歩を前提とした、相互の調整を進めることこそが、全地球社会という名の、単一の社会においてわれわれが共存するための有力な方法であると考えられるためです。

もとより、「学問の自由」を考慮すると、個々の研究者がそれぞれの問題関心に基づいて選んだ主題の研究が優先されるべきであるという点にわたくしも異存はありません。確かに、自国国家法の内容を充実させるための研究活動にも、それなりの存在意義はありましよう。しかし、研究活動が個人や組織の自己満足のために行われるのではなく、現実社会の諸課題を解決するために行われるべきであるという「学術研究の社会的使命」に思いを致すとき、別の視点が浮かび上がるはずはです。また、国内で満足することができるような解決策 (例：「アメリカ・ファースト」のような一国至上主義) であっても、地球社会全体からみると、とうてい満足することができないような解決策であれば、やはり、そうした研究を行うことに対して疑問符が付けられるのではないのでしょうか。比較法学こそが、実定国家法学の壁を乗り越える有益な tool (手段) となるはずはです。種々の地球的課題への挑戦は、今後の比較法学研究においても無視することのできない素材であると考えられます。

2 活動成果の共有化：成果の内外への継続的発信

第二に、活動成果の共有化のために、成果の内外への継続的発信が必要だという主張についてです。地球的諸課題への挑戦という観点からは、研究の成果を、時代や国境を超えて、関係諸方面で広く共有することが必要となります。ノーベル賞など、各種の顕彰例が示す通り、地球物理学や医学、また経済学や文学などの分野では、地球社会の共有財産が数多生まれています。法律学、ここでは比較法学の研究も、そうした地球社会共有の資産として位置付けられるようにならなければ、世界的に高い評価を得ることはできないでしょう。

諸国家において、それぞれの法定言語を用いて、ローカルなルールを如何に詳細に定め、また、それらの研究を地道に進めても、それらは、地球社会全体からみれば、あくまでも部分的な解決策にとどまり、他の諸国にとっても地球社会全体にとっても、さほどの関心と呼ばないはずで、全地球的課題の解決に向けて、世界的規模で共通の話合いができるようなプラットフォーム（社会環境）を整えるうえで、法律学、とくに比較法学は、大きな役割を果たすことができましょう。この点からみると、われわれの研究成果も、使用言語の如何を問わず、内外の関係諸方面に向けて、絶えず発信され、それに対する批判を受け止めて、さらに改訂を重ね続けることが必要となりましょう。

地球的規模での発信の内容には、政策的な提言も含まれます。法律学の分野で参考になる一例は、ドイツ法曹会議（Deutscher Juristentag）の活発な活動です³⁶。法律学の側から実践的な政策提言を行うことは、確かに、わが国でも、法制審議会など会議体への参加、またパブリックコメントの公表などを通じて、これまでも行われてきています。ただ、そうした活動はもっぱら、有識者という名目による個人の資格での参加であって、学会や研究所を単位とする、機関としての活動はさほど多くはなかったようにみえます。貴比較法研究所が、共同研究の成果を政策提言として発信されることも、今後、大いに推進されるべき、ひとつの具体的試みと言えましょう。

3 国際的共同研究の組織化

第三に、国際的共同研究の組織化が必要であるという主張についてです。各種資源の効率的配分を考えれば、すべてを自前で賄うことに代え、部分的にアウトソーシングを行うことなど、比較法研究所の効率的な運営方法の採用も、考えられるべき選択肢のひとつです。姉妹校を含む、内外の他の比較法研究所との間での連携・連合（スケール・メリットの採用）や、分業（役割分担）を含めた、相互協力体制の構築は、自然科学系の諸分野でかねてより実践されてきた、有意義な政策実現手法のひとつです。分野ごとに、主題に即して、中核的機関を定め、そこで関係者が集中的に研究を進めるといった仕組みを考える上で参考になるのが、ヨーロッパ連合などにみられる分業体制です³⁷。

³⁶ 2001年から隔年で開催されているEuropäischer Juristentagはまだドイツ法曹会議ほどの成果を挙げていないようにみえます。

³⁷ EU機関の所在地をみると、委員会はBrüsselに、議会はStrasbourgに、司法裁判所と欧州会計監査院はLuxembourgに、中央銀行はFrankfurt am Mainに、それぞれ置かれています。ヨーロッパ連合の機構は、直接的に模倣したわけではありませんが、スイスの政治機構（立法府が兼ねる連邦政府（内閣）は、連邦議会から選出される7人の連邦参事（閣僚や大臣とは呼ばない）で形成される合議体である。内閣はドイツ語圏の諸国と異なり連邦参事会（Bundesrat）と呼ばれます。7人の連邦参事（7 Bundesräte）が各省を統括し、その中の1人が連邦参事兼任のまま任期1年の連邦大統領となります。）行政と議会はBern、経済はZürich、司法はLausanne）と多くの類似点を持っています。それは、スイスのコンセンサス型制度が言語や宗派によって分断された国家をうまくつなげているものと評価されたためかもしれません。ドイツの最高裁判所所在地についても、分業体制が採用され、民事・刑事の通常事件はKarlsruhe、連邦行政裁判所（Bundesverwaltungsgericht）はLeipzig、連邦財政裁判所（Bundesfinanzhof）はMünchen、連邦社会裁判所（Bundessozialgericht）はKassel、連邦労働裁判所（Bundesarbeitsgericht）はErfurtに、それぞれ置か

貴明治大学が内外の多くの協定校との間で、比較法に関する共同研究を定期的実践され、その成果を国際的規模で発信されること³⁸は、貴明治大学法学部附属比較法研究所の名声を世界的規模で高めるために有効な選択肢のひとつとなりましょう。また、貴研究所の活動を活性化する上で、事業活動における生産、管理などの業務を円滑に進める手法として知られる「PDCA サイクル (PDCA cycle、plan-do-check-act cycle=Plan (計画) → Do (実行) → Check (評価) → Act (改善) の4段階)」のうち、Check (評価活動) の一部を外部に委ねること (株式上場、第三者委員会等に相当) も、より大きな刺激が得られる手法のひとつです。内外の協定校に加え、本日、御挨拶を戴いた比較法学会理事長・北村一郎先生を含め、比較法学の分野で優れた実績を有する世界の一流の人物複数名を貴研究所の (常勤または非常勤の) 顧問として迎え、外部の目から見た評価を受け止めて、飛躍の契機とされることも一案かと思えます。

VI むすび

結びに入ります。アメリカの比較文学者で、インド出身のスピヴァクは、「新しい比較文学は、支配的なもの (the dominant) が出現しつつあるもの (the emergent) を自分のものにしようとする明確な傾向性を有しているのを根柢から掘り崩し、解消するべく、粘り強く、繰り返し努めていかなければならない。」³⁹と述べています。従来の支配的な活動には、新たに生じてきた現象を、みずからの旧来の価値体系のもとに取り込んで一元化しようとする、つまり新しい芽を摘み取ってしまう傾向があるという主張です。この指摘が比較法学にもそのまま妥当するといえるか否かについては、立場により、異なる評価があり得ます。それでも、わたくしには、世界の比較法学がどのようなものであるべきかという点を考える上で、この言葉は示唆に富んでいるようにみえます。

わたくしは、乏しい経験に基づいて、比較法学における諸課題、比較法研究所のあり方、21世紀の比較法学の進め方等に関する検討の素材を御紹介致しました。むろん、その採否を含め、すべては、貴明治大学法学部附属比較法研究所の皆様のご今後の絶えざる御検討に委ねられております。貴明治大学の新しい法学部附属比較法研究所の挑戦が成功裏に終わるよう、心より祈念して止みません。永らくの御静聴、ありがとうございました。

<著者紹介>

別添資料参照

れています。上述のマックス・ブランク研究所の分野ごとの配置も同種の例といえましょう。

³⁸ 幸いにして、貴明治大学法学部附属比較法研究所と日本比較法研究所との相互協力関係が順調に形成され、また、今後、青山学院大学、法政大学および立教大学の参加の下に、世界的規模で比較法学分野の研究が進められ、新しい創造的な価値を生み出すことができるならば、受験業界で固定化しつつある「MARCH (明治大学、青山学院大学、立教大学、法政大学および中央大学のアルファベット表記の最初の一字を組み合わせた造語)」に代えて、「CHARM (CHARM は、前注(33)に掲げた五大学の活動に共通する新たな動きを言い表す5つの形容詞 (例: challenging, human, artistic, reproductive, mutual) の最初の一字を組み合わせた造語)」という名の新たなブランドを立ち上げる契機が生まれ、世界的規模で内外から優れた学生を吸引することができるようになるはずで。

³⁹ スピヴァク著『ある学問の死』(前注*) 171頁。